

# 仕 様 書

件 名 : 都市公園(中部)植栽維持管理業務委託

履 行 場 所 : 周南市内各公園

業 務 の 内 容 : 別添「特記仕様書」のとおり

履 行 期 間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日



# 特記仕様書

特記事項	
都市公園（中部）植栽維持管理業務委託	
委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日	
第1章 施工条件	
[1] 総則	
1. この特記仕様書は、市が管理する公園植栽維持管理業務委託に適用する。	
2. この特記仕様書による他、一般的事項については山口県業務委託共通仕様書「共通編」、周南市契約事務規則、周南市工事執行規則に準拠して行う。	
3. この業務の管理及び検査はこの特記仕様書、及び協議により定める他	
・山口県土木工事施工管理基準	
・山口県土木工事検査技術基準	
・山口県土木工事共通仕様書「共通編・道路編（道路維持）・公園編」	
・山口県土木工事施工管理基準「写真管理基準」	
・日本住宅公団監修「監督必携・第IV編（造園工事）」	
に準拠して行う。	
4. この業務は、年間をとおして公園植栽の良好な維持管理を行うことを目的とする。	
[2] 契約	
1. 本業務の契約は、周南市契約事務規則及び周南市の示す業務委託契約書式のとおりとする。	
2. 部分払いは、7月、10月、翌年1月、4月の4回とする。	
[3] 業務計画・工程	
1. 受託者は本業務の実施にあたり、業務計画書を契約締結後7日以内に提出し、委託者の承認を得ること。	
2. 受託者は業務を実施するため、関係官公庁に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。	
3. 受託者は、作業実施にあたり、剪定時期等適期を逸しないよう留意すること。	
4. 薬剤散布作業については、作業前日に直接電話等で作業計画を連絡し、指示を受けること。	
[4] 報告書	
1. 予定表（週間・月間）	
受託者は次週の週間作業予定表を毎週提出すること。又、翌月の月間作業予定表を月末までに毎月提出すること。	
2. 報告書	
受託者は、作業日報（出面表添付）を作成し、作業写真と巡視月報についても報告書として提出すること。	
3. 報告書は、原則翌月の5日までに提出し、委託者の検査を受けること。	

# 特記仕様書

特記事項
[5] 巡視報告 1. 受託者の現場代理人は委託区域を巡回し、異常の有無を委託者に報告すること。 2. その結果は週間作業予定表に記載し、報告すること。 3. 緊急の場合には電話連絡等可能な手段で連絡すること。
[6] 地元関係等への交渉等 1. 地元関係者への説明、交渉等は委託者が行うものとするが、監督職員の指示する場合には、受託者はこれに協力するものとする。 2. 受託者は、業務の実施にあたっては地元関係者からの質問、疑義に関する説明を求められた場合には、監督職員の承諾を得ずに対応しないものとし、地元関係者等との間に紛争等が生じないように努めなければならない。 3. 当委託業務に起因する第三者への損害等についてはすべて受託者の責務と負担で解決を図ること。
[7] 公害対策 1. 薬剤の使用にあたり、必ず購入前に薬剤の種類、メーカー等について報告し、承認を受けること。 2. 薬剤の使用にあたり、飛散防止の措置等の対策について委託者の指示を受けること。 3. 薬剤の散布、処理については常にその末端まで注意をし、二次公害の防止の注意を怠らないこと。
[8] 安全対策 1. 剪定作業にあたり、作業範囲をコーン等で囲い明示し、交通安全対策に十分配慮すること。 2. 機械除草時は飛び石防護を必ず行うこと。 3. 作業車には『作業中』の表示を必ず行うこと。 4. 歩道等を規制し作業する場合は、セーフティコーン等で仮設道を設けるとともに通行者の安全に配慮すること。 5. 住宅・店舗・病院等の出入口前を規制して作業する場合は、事前に作業予定をお知らせし、出入に支障が無いよう、事前に受託者で調整を行うこと。
[9] その他 1. 仕様書、設計図書に明示していない事項、またはその内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督職員に申し出て指示を受けるものとする。

# 特記仕様書

特記事項
第2章 施工
[1] 剪定
1. 剪定は、樹木の美観、形状寸法の調整、機能の維持等を目的として、管理計画で定めた仕立て方式に基づいて、目的に応じた適切な時期及び手法（剪定・強剪定）を選んで行う。
2. 高木は、形状寸法の調整のため強剪定（樹高切下含む）を行う場合以外は自然樹形仕立てを原則とする。高木剪定は可能な限り剪定後満2年は建築限界を侵さないよう行うこと。
3. 中、低木の刈り込みの場合は、定期的な剪定により所定の形状の維持を図ること。
4. 花木等にあつては、開花を阻害しないように花芽形成期前に行うこと。
5. 高中木の剪定枝等はリサイクルプラザストックヤード（周南市臨海町5番地）に集積し、低木剪定枝等は、一般廃棄物処分場において適正に処分すること。
[2] 薬剤防除
1. 薬剤防除については監督職員に届け出を行い、必ず承認をうけること。
2. 見回り監視に注意し早期発見に努め、薬剤防除は出来るだけ避けること。また、散布に当たっても出来るだけ最小限に留めること。
3. 使用した場合は、薬剤の種類、使用量、使用した箇所について、報告書に記載すること。
4. 薬剤の飛散による公害対策には特に注意すること。
[3] 除草・機械芝刈
1. 修景植栽地内は年間良好な管理を行い、雑草等が繁茂しないよう計画的に除草を行うこと。
2. 雑草は通行の支障とならないように適時、除草を行うこと。
3. 取り除いた草木を集積する場合は、施設に支障とならない箇所に集積し適切に撤去すること。
4. 草等は一般廃棄物処分場において適正に処分すること。
[4] 除草剤散布
1. 作業にあつては、対象となる地被及び雑草の種類、育成状態、除草剤に対する知識のあるものが施工すること。除草剤は、使用許可場所のみに使用すること。
2. 使用した場合は、除草剤の種類、使用量、使用した箇所等について報告書に記載すること。
3. 通行者に作業内容が分かるように周知し、安心・安全に配慮しながら適切に使用すること。
4. 樹木、草花、第3者及び隣接地等にかからないよう十分注意をして行うこと。なお、草丈が長い場合は、除草剤散布に先駆けて草刈りを行うこと。
[5] 灌水
1. 夏期渇水期に灌水の必要がある場合、速やかに監督職員に連絡し指示をあおぐこと。
2. まだ活着の不十分な樹木、及び地覆植物については灌水を行うこと。

# 特記仕様書

## 特記事項

### [6] 枯損木・支障木処理（伐採）

1. 枯損木・支障木処理は、立ち枯れ及び通行の支障となる公園植栽の除去を行う。
2. 枯損木・支障木は原則、切株が通行の支障とならない位置で切断を行うが、やむを得ず切株が残る場合は、監督職員と協議し行うこと。
3. 枯損木・支障木はリサイクルプラザストックヤード（周南市臨海町5番地）に集積すること。

### [7] 除草・低木剪定処分費

1. 除草・低木剪定処分費は、除草・低木剪定及び落葉清掃で発生した草葉及び小枝の処分費用である。
2. 回収した草等は一般廃棄物処分場において適正に処分すること。

### [8] 巡視

1. 毎月1回（年間計12回）以上巡視を行い、樹木状況を観察し毎月委託者に作業報告書を提出すること。
2. 台風、大雨の後は適時、巡視を行いその状況を電話等で報告し、指示を受けること。
3. 巡視時に発見した、利用に支障となるひこばえ、不要な支柱、枯れ枝、小規模な病虫害駆除等は適切な作業を行い対応すること。
4. 年間をとおして良好な修景が保たれるよう努めること。
5. 公園植栽管理の巡視は、植栽の健全な育成、維持向上、利用者の安全及び快適性の確保を基本に行うこと。

# 特記仕様書

## 特記事項

### 第3章 管理

管理業務（作業）の出来高は、写真で管理する。

#### [提出書類]

○契約後7日以内

・業務計画書

①業務内容 ②実施方針 ③業務実施工程 ④業務実施組織計画 ⑤打ち合わせ計画

⑥連絡体制（緊急時含む） ⑦検査基準 ⑧その他必要項

○毎週

・週間作業予定表

○毎月

・月間作業予定表

・報告書

①作業日報（出面表添付） ②作業写真

③巡視報告書（公園別植栽状況）

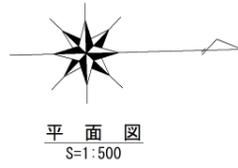
## 内訳表

内 容	数量	単位	単価	金額	備考
高木剪定(幹周120cm以上)	1	本			運搬含むL=8.8km
高木剪定(幹周60cm~120cm)	30	本			運搬含むL=8.8km
高木剪定(幹周60cm未満)	30	本			運搬含むL=8.8km
中木剪定(樹高3m未満)	10	本			運搬含むL=8.8km
低木剪定	10,000	m <sup>2</sup>			処分場までの運搬含む
動力薬剤散布(幹周90cm未満)	5,000	L			
除草清掃	20,000	m <sup>2</sup>			処分場までの運搬含む
機械芝刈	1,000	m <sup>2</sup>			処分場までの運搬含む
除草剤散布	500	m <sup>2</sup>			
灌土工	100	m <sup>2</sup>			
枯損木・支障木処理(幹周120cm以上)	1	本			運搬含むL=8.8km
枯損木・支障木処理(幹周60cm~120cm)	5	本			運搬含むL=8.8km
枯損木・支障木処理(幹周60cm未満)	5	本			運搬含むL=8.8km
除草・低木剪定処分費	31	t			
巡視	12	回			
交通誘導員	2	人			
直接業務費					
諸経費					
業務価格					
消費税及び地方消費税額					
業務費					

# 公園一覽表

公園番号	公園名	種別	位置	公園面積	高中整枝工	低木整枝工	除草	巡視	備考
22303	権現公園	街区	権現町36番外	0.15	○	○	○	○	
22304	今宿公園	街区	今宿町二丁目17番	0.20	○	○	○	○	
22306	西松原公園	街区	西松原二丁目59番	0.27	○	○	○	○	
22307	江口公園	街区	西松原三丁目94番	0.34	○	○	○	○	
22308	尚白公園	街区	新宿通六丁目48番	0.38	○	○	○	○	
22309	岡田原西公園	街区	原宿町73番	0.28	○	○	○	○	
22310	北山公園	街区	住吉町46番	0.24	○	○	○	○	
22311	岡田原東公園	街区	岡田町116番	0.21	○	○	○	○	
22312	新丁公園	街区	梅園町三丁目4番	0.24	○	○	○	○	
22313	東辻公園	街区	辻町93番	0.39	○	○	○	○	
22315	児玉公園	街区	桜馬場通一丁目3番	0.36	○	○	○	○	
22317	浜崎公園	街区	住崎町21番1	0.12	○	○	○	○	
22318	御弓丁公園	街区	御弓町4198番6	0.18	○	○	○	○	
22319	慶万公園	街区	慶万町1847番3	0.18	○	○	○	○	
22320	晴海公園	街区	築港町113番	0.29	○	○	○	○	
22321	青山公園	街区	青山町1579番14	0.21	○	○	○	○	
22322	風呂ヶ迫公園	街区	楠木一丁目79番	0.22	○	○	○	○	
22325	入船公園	街区	入船町5番外	0.10	○	○	○	○	
22326	大内公園	街区	大内町44番	0.27	○	○	○	○	
22327	大河内公園	街区	秋月一丁目33番	0.38	○	○	○	○	
22331	楠木公園	街区	楠木二丁目48番	0.21	○	○	○	○	
22338	舞車公園	街区	舞車町4405番7	0.11	○	○	○	○	
22341	岐山公園	街区	幸の台5387番82外	0.17	○	○	○	○	
22343	上遠石公園	街区	大字徳山字上遠石8526番	0.13	○	○	○	○	
22344	西部公園 ※	街区	北山二丁目7869番1	0.17	○	○	○	○	
22346	兼兼公園	街区	大字徳山字兼兼5865番16外	0.14	○	○	○	○	
22350	三番町公園	街区	三番町三丁目27番	0.11	○	○	○	○	
22354	花島公園	街区	花島町73番	0.18	○	○	○	○	
22358	朝倉公園	街区	遠石一丁目89番	0.11	○	○	○	○	
22805	沖見町公園	街区	沖見町一丁目63番1外	0.15	○	○	○	○	
22807	西金剛山公園	街区	大字徳山字西金剛山1017番2	0.14	○	○	○	○	
22812	靴町公園	街区	靴町二丁目69番2	0.12	○	○	○	○	
22820	泉原公園	街区	泉原町10700番17	0.02	○	○	○	○	
22821	朝倉2号公園	街区	大字徳山字ちこんが浴1218番9	0.02	○	○	○	○	
22822	東金剛山公園	街区	大字徳山字東金剛山11006番135	0.02	○	○	○	○	
22823	小木戸公園	街区	大字徳山字小木戸5073番44外	0.03	○	○	○	○	
22830	城山台東公園	街区	大字徳山字城山10951番31	0.10	○	○	○	○	
22831	楠水公園	街区	楠木一丁目4番	0.15	○	○	○	○	
22837	新地ふれあいパーク	街区	新地二丁目154番	0.30	○			○	
22838	新地公園	街区	新地三丁目97番外	0.08	○			○	
32301	港公園	近隣	徳山港町8484番(県有地)	0.36			○	○	
33304	東川緑地公園	近隣	桜馬場通二丁目外	0.79	○	○	○	○	
33305	秋月公園	近隣	秋月二丁目26番	1.48	○	○	○	○	
33308	速玉公園	近隣	速玉町2132番15外	1.10	○	○	○	○	
34310	金剛山公園	近隣	東北山一丁目6830番2外	0.72	○	○	○	○	
42301	新引第1公園	普通	大字須々万本郷字新引367番46	0.07	○	○	○	○	
42302	児玉源太郎生誕の地公園	普通	岐山通三丁目8番	0.09	○	○	○	○	
62302	西松原緑地	都市緑地	沖見町三丁目17番外	0.08	○	○	○	○	
62303	山田川緑地	都市緑地	月丘町四丁目24番	0.02	○	○	○	○	
72303	城山台西公園	未開設	大字徳山字城山951番27	0.10	○	○	○	○	
72309	新引第2公園	未開設	大字須々万本郷字新引362番13	0.17	○	○	○	○	
86301	周南緑地(遠石緑地)	緩衝緑地	大字徳山字遠石外	1.85	○	○	○	○	
84302	徳山公園	総合	大字徳山字金剛山1011番1外	8.10	○	○	○	○	
	計	53ヶ所		22.40ha	○	○	○	○	

※○がついた箇所以外でも臨時で対応を依頼する場合があります。



剪定枝は指示されたブロックへ搬入して下さい  
 搬入するブロックが不明な場合は、確認して下さい  
 平日8:30~17:15 公園花とみどり課 0834-22-8402  
 土日祝日夜間に対応しておりませんので、  
 事前に確認しておいて下さい

搬入された伐採木・剪定枝の置き方



伐採木・剪定枝 集積場所

